

経 済 産 業 省

20200914保局第1号
令和2年10月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正（整合規格の採用） 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）【別表第十二関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(2019)	(略)	(略)	(略)	J60065(2019)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60065(H29)</u>	<u>オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項</u>	<u>JIS C 6065:2016</u>	<u>IEC 60065(2014)に対応 令和2年7月31日まで有効</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60065(H26)</u>	<u>オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項</u>	<u>JIS C 6065:2013</u>	<u>IEC 60065(2001), Amendment(以下「Amd.」という。) No. 1(2005), Amd. No. 2(2010)に対応 平成32年6月30日まで有効</u>
J60127-1(H28)	ミニチュアヒューズー第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 6575-1:2009+追補1(2013)+追補2(2016)	<u>IEC 60127-1(2006), Amendment(以下「Amd.」という。)</u>	J60127-1(H28)	ミニチュアヒューズー第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 6575-1:2009+追補1(2013)+追補2(2016)	<u>IEC 60127-1(2006), Amd. No. 1(2011),</u>

			No. 1 (2011), Amd. No. 2 (2015))に対応				Amd. No. 2 (2015))に対応
J60127-2 (H28) ～ J60269-1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60127-2 (H28) ～ J60269-1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60269-1 (H14)	低電圧ヒューズ 第 1 部：一般要求事項	JIS C 8269-1:2000	IEC 60269-1 (1986), Amd. No. 1 (1994), Amd. No. 2 (1995))に対応 平成32年1月31日まで有効
J60269-2 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60269-2 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60269-2 (H14)	低電圧ヒューズ 第 2 部：専門家用ヒューズの追加要求事項 (主として工業用のヒューズ)	JIS C 8269-2:2000	IEC 60269-2 (1986), Amd. No. 1 (1995))に対応 平成32年1月31日まで有効
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60269-2-1 (H14)	低電圧ヒューズ パート 2-1：専門家用ヒューズの追加要求事項 (主として工業用のヒューズ) セクション I から V：専門家用標準ヒューズの例	別紙21	IEC 60269-2-1 (1996) に対応 平成32年1月31日まで有効
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60269-3 (H14)	低電圧ヒューズ パート 3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項 (主として家庭用及	別紙22	IEC 60269-3 (1987) に対応 平成32年1月31日まで有効

					びこれに類する用途の ヒューズ)		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60269-3- 1(H14)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用 ヒューズの追加必要事 項（主として家庭用及 びこれに類する用途の ヒューズ）セクション I からIV	別紙23	IEC 60269-3- 1(1994), Amd. No. 1 (1995)に対応 平成32年1月31 日まで有効
J60309- 1(2019) ～ J60335-2- 5(H20)	(略)	(略)	(略)	J60309- 1(2019) ～ J60335-2- 5(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- 6(2020)</u>	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－6部：据置形ク ッキングレンジ、ホ ブ、オーブン及びこれ らに類する機器の個別 要求事項	<u>JIS C 9335- 2-6:2019</u>	<u>IEC 60335-2- 6(2014)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- 6(H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－6部：据置形ホ ブ、オーブン、クッキ ングレンジ及びこれら に類する機器の個別要 求事項	JIS C 9335- 2-6:2004	IEC 60335-2- 6(2002)に対応 令和5年9月30 日まで有効	J60335-2- 6(H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－6部：据置形ホ ブ、オーブン、クッキ ングレンジ及びこれら に類する機器の個別要 求事項	JIS C 9335- 2-6:2004	IEC 60335-2- 6(2002)に対応
J60335-2- 7(H30) ～ J60335-2- 8(H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 7(H30) ～ J60335-2- 8(H29)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-8 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－8部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2-8:2004	IEC 60335-2-8(2002)に対応 平成32年6月30日まで有効
J60335-2-9 (H29) ～ J60335-2-24 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-9 (H29) ～ J60335-2-24 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-24 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JIS C 9335-2-24:2005	IEC 60335-2-24(2002)に対応 平成32年6月30日まで有効
J60335-2-25 (2019) ～ J60335-2-30 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-25 (2019) ～ J60335-2-30 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-30 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－30部：ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-30:2006	IEC 60335-2-30(2002)に対応 平成32年6月30日まで有効
J60335-2-31 (2019) ～ J60335-2-35 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-31 (2019) ～ J60335-2-35 (H20)	(略)	(略)	(略)

<u>J60335-2-36(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-36:2019</u>	<u>IEC 60335-2-36(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-36(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36:2016	IEC 60335-2-36(2002), Amd. No. 1(2004), Amd. No. 2(2008)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-36(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36:2016	IEC 60335-2-36(2002), Amd. No. 1(2004), Amd. No. 2(2008)に対応
<u>J60335-2-37(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－37部：業務用フライヤの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-37:2019</u>	<u>IEC 60335-2-37(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-37(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－37部：業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37:2016	IEC 60335-2-37(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-37(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－37部：業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37:2016	IEC 60335-2-37(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応
<u>J60335-2-38(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－38部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-38:2019</u>	<u>IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-38 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３８部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38:2016	IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1 (2008)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-38 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３８部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38:2016	IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1 (2008)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-38 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３８部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-38:2005</u>	<u>IEC 60335-2-38(2002)に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
<u>J60335-2-39(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３９部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-39:2019</u>	<u>IEC 60335-2-39(2012), Amd. No. 1 (2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-39 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３９部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-39:2016	IEC 60335-2-39(2012)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-39 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３９部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-39:2016	IEC 60335-2-39(2012)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-39 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３９部：業務用多目的調理なべの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-39:2005</u>	<u>IEC 60335-2-39(2002), Amd. No. 1 (2004)に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
J60335-2-40 (H20) ～ J60335-2-41 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-40 (H20) ～ J60335-2-41 (H28)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-41 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－41部：ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41:2006	IEC 60335-2-41 (2002) に対応 平成31年12月31日まで有効
J60335-2-42 (2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部：業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2019	IEC 60335-2-42 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2017) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-42 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部：業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2016	IEC 60335-2-42 (2002), Amd. No. 1 (2008) に対応 令和5年9月30日まで有効	J60335-2-42 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部：業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2016	IEC 60335-2-42 (2002), Amd. No. 1 (2008) に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-42 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部：業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2005	IEC 60335-2-42 (2002) に対応 平成31年12月31日まで有効
J60335-2-43 (H20) ～ J60335-2-45 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-43 (H20) ～ J60335-2-45 (H28)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-45 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－45部：可搬形加熱工具及びこれに類	JIS C 9335-2-45:2005	IEC 60335-2-45 (2002) に対応 平成31年12月31日まで有効

					する機器の個別要求事項		
<u>J60335-2-47(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-47:2019</u>	<u>IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-47(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2016	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-47(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2016	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-47(H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊きなべの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-47:2005</u>	<u>IEC 60335-2-47(2002)に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
<u>J60335-2-48(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-48:2019</u>	<u>IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-48(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2016	IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-48(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2016	IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008)に対応

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-48 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2005	IEC 60335-2-48(2002)に対応 平成31年12月31日まで有効
J60335-2-49 (2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-49:2019	IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2017)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-49 (H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-49:2015	IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1 (2008)に対応 令和5年9月30日まで有効	J60335-2-49 (H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-49:2015	IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1 (2008)に対応
J60335-2-50 (2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2019	IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1 (2007), Amd. No. 2 (2017)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-50 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2016	IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1 (2007)に対応 令和5年9月30日まで有効	J60335-2-50 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2016	IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1 (2007)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-50 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2005	IEC 60335-2-50(2002)に対応 平成31年12月31日まで有効

J60335-2-51 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-51 (H28)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-51 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－51部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-51:2006</u>	<u>IEC 60335-2-51 (2002) に対応</u> 平成31年12月31日まで有効
J60335-2-52 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-52 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-52 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－52部：口こう(腔)衛生機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-52:2005</u>	<u>IEC 60335-2-52 (2002) に対応</u> 平成32年6月30日まで有効
J60335-2-53 (H27) ～ J60335-2-55 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-53 (H27) ～ J60335-2-55 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-55 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－55部：水槽及び庭池用電気機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-55:2005</u>	<u>IEC 60335-2-55 (2002) に対応</u> 平成32年6月30日まで有効
J60335-2-56 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-56 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-58 (2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－58部：業務用食器洗浄機の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-58:2019</u>	<u>IEC 60335-2-58 (2017) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-58 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－58部：業務用食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58:2016	IEC 60335-2-58 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2015) に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-58 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－58部：業務用食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58:2016	IEC 60335-2-58 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2015) に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-58 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－58部：業務用の電気式食器洗浄機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-58:2005</u>	<u>IEC 60335-2-58 (2002) に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
J60335-2-59 (H27) ～ J60335-2-60 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-59 (H27) ～ J60335-2-60 (H28)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-60 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部：渦流浴槽の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-60:2005</u>	<u>IEC 60335-2-60 (2002) に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
J60335-2-61 (H29) ～ J60335-2-61 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-61 (H29) ～ J60335-2-61 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-64 (2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-64:2019</u>	<u>IEC 60335-2-64 (2002), Amd. No. 1 (2007), Amd. No. 2 (2017) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-64 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2016	IEC 60335-2-64(2002), Amd. No. 1 (2007)に対応 <u>令和5年9月30日まで有効</u>	J60335-2-64 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2016	IEC 60335-2-64(2002), Amd. No. 1 (2007)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-64 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-64:2005</u>	<u>IEC 60335-2-64(2002)に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
J60335-2-65 (H20) ～ J60335-2-74 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-65 (H20) ～ J60335-2-74 (H28)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-74 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-74:2005</u>	<u>IEC 60335-2-74(2002)に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
J60335-2-75 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-75 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-75 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-75:2004</u>	<u>IEC 60335-2-75(2002)に対応</u> <u>平成32年6月30日まで有効</u>
J60335-2-76 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-76 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-76 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－76部：電気さく用電源装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-76:2005</u>	<u>IEC 60335-2-76(2002)に対応</u> <u>平成32年6月30日まで有効</u>

J60335-2-77 (H20) ～ J60335-2-83 (H27)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-77 (H20) ～ J60335-2-83 (H27)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-84 (2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2－8 4 部：トイレ 機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-84:2019</u>	<u>IEC 60335-2-84 (2002),</u> <u>Amd. No. 1</u> <u>(2008),</u> <u>Amd. No. 2 (2013)</u> <u>) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-84 (H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2－8 4 部：トイレ 機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-84:2017	IEC 60335-2-84 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2013)) に対応 <u>令和5年9月30</u> <u>日まで有効</u>	J60335-2-84 (H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2－8 4 部：トイレ 機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-84:2017	IEC 60335-2-84 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2013)) に対応
J60335-2-84 (H25) ～ J60335-2-96 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-84 (H25) ～ J60335-2-96 (H28)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-96 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2－9 6 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-96:2005</u>	<u>IEC 60335-2-96 (2002),</u> <u>Amd. No. 1</u> <u>(2003) に対応</u> <u>平成31年12月31日まで有効</u>
J60335-2-98 (H20) ～ J60335-2-101 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-98 (H20) ～ J60335-2-101 (H28)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-101 (H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－電気くん蒸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-101:2011	IEC 60335-2-101 (2002) に対応 平成31年12月31日まで有効
J60335-2-102 (H30) ～ J60400 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-102 (H30) ～ J60400 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60400 (H23)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324:2010	IEC 60400 (2008) に対応 平成32年6月30日まで有効
J60432-1 (H28) ～ J60598-2-5 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60432-1 (H28) ～ J60598-2-5 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-5 (H23)	照明器具－第2－5部：投光器に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-5:2003+追補1 (2010)	IEC 60598-2-5 (1998) に対応 平成32年6月30日まで有効
J60598-2-6 (H25) ～ J60598-2-24 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-6 (H25) ～ J60598-2-24 (H26)	(略)	(略)	(略)
J60669-1 (2020)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第1部：一般要求事項	JIS C 8281-1:2019	IEC 60669-1 (2017)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60669-1 (H26) ～	(略)	(略)	(略)	J60669-1 (H26) ～	(略)	(略)	(略)

J60670-1 (H26)				J60670-1 (H26)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60670-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第1部：一般要求事項	JIS C 8462-1:2007	IEC 60670-1(2002)に対応 平成32年3月31日まで有効
J60670-21 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60670-21 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60670-21 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-21:2007	IEC 60670-21(2004)に対応 平成32年3月31日まで有効
J60670-22 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60670-22 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60670-22 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-22:2007	IEC 60670-22(2003)に対応 平成32年3月31日まで有効
J60670-31 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60670-31 (H30)	(略)	(略)	(略)
J60691(2020)	温度ヒューズー 要求事項及び適用の指針	JIS C 6691:2019	IEC 60691(2015), Amd. No. 1(2019)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60691 (H28)	温度ヒューズー 要求事項及び適用の指針	JIS C 6691:2009+追補1 (2013) + 追補2 (2016)	IEC 60691 (2002), Amd. No. 1 (2006), Amd. No. 2 (2010) に対応 <u>令和5年9月30日</u> まで有効	J60691 (H28)	温度ヒューズー 要求事項及び適用の指針	JIS C 6691:2009+追補1 (2013) + 追補2 (2016)	IEC 60691 (2002), Amd. No. 1 (2006), Amd. No. 2 (2010) に対応
J60730-1 (2019) ～ J60884-2-J1 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60730-1 (2019) ～ J60884-2-J1 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60947-1 (2020)</u>	低圧開閉装置及び制御装置ー <u>第1部：通則</u>	<u>JIS C 8201-1:2020</u>	<u>IEC60947-1 (2007),</u> <u>Amd. No1 (2010)</u> <u>,</u> <u>Amd. No. 2 (2014)</u> <u>に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J60947-4-1 (2020)</u>	低圧開閉装置及び制御装置ー <u>第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ</u>	<u>JIS C 8201-4-1:2020</u>	<u>IEC60947-4-1 (2012)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60950-1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60950-1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60950-1 (H27)</u>	<u>情報技術機器ー安全性</u> <u>ー</u> <u>第1部：一般要求事項</u>	<u>JIS C 6950-1:2012+追補1 (2014)</u>	<u>IEC 60950-1 (2005),</u> <u>Amd. No1 (2009)</u> <u>に対応</u> <u>平成32年6月30日</u> <u>まで有効</u>
<u>J60950-22 (2020)</u>	<u>情報技術機器ー安全性</u> <u>ー</u> <u>第2部：野外に設置する機器</u>	<u>JIS C 6950-22:2019</u>	<u>IEC 60950-22 (2016)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60968 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60968 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60968 (H14)	一般照明用の安定器内蔵型ランプー安全要求事項	別紙164	IEC 60968 (1988), Amd. No. 1 (1991), Amd. No. 2 (1999) に対応 平成32年6月30日まで有効
J60974-1 (H22) ～ J61050 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60974-1 (H22) ～ J61050 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61050 (H15)	ネオン変圧器ー一般及び安全要求事項	別紙181	IEC 61050 (1991), Amd. No. 1 (1994) に対応 平成32年6月30日まで有効
J61058-1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61058-1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61058-1 (H20)	機器用スイッチー第1部：一般要求事項	JIS C 4526-1:2005	IEC 61058-1 (2000), Amd. No. 1 (2001) に対応 平成32年6月30日まで有効
J61058-2-1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61058-2-1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61058-2-1 (H20)	機器用スイッチー第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1:2005	IEC 61058-2-1 (1992), Amd. No. 1 (1995) に対応 平成32年6月30日まで有効

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61058-2-4(H20)	機器用スイッチー第2ー4部：独立形固定スイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-4:2005	IEC 61058-2-4(1995), Amd. No. 1 (2003)に対応 平成32年6月30日まで有効
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61058-2-5(H20)	機器用スイッチー第2ー5部：切換セレクタの個別要求事項	JIS C 4526-2-5:2005	IEC 61058-2-5(1994)に対応 平成32年6月30日まで有効
J61084-1(H14) ～ J61195(H29)	(略)	(略)	(略)	J61084-1(H14) ～ J61195(H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61195(H14)	直管蛍光ランプー安全要求事項	別紙186	IEC 61195(1999)に対応 平成32年6月30日まで有効
J61199(H29)	(略)	(略)	(略)	J61199(H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61199(H14)	片口金蛍光ランプー安全要求事項	別紙187	IEC 61199(1999)に対応 平成32年6月30日まで有効
J61242(2019) ～ J61347-1(H29)	(略)	(略)	(略)	J61242(2019) ～ J61347-1(H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61347-1(H25)	ランプ制御装置ー第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2011	IEC 61347-1(2007), Amd. No. 1 (2010)に対応

							平成32年6月30 日まで有効
J61347-2- 1 (H25) ～ J61347-2- 10 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61347-2- 1 (H25) ～ J61347-2- 10 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61347-2- 10 (H20)	ランプ制御装置－ 第2－10部：管形冷 陰極放電ランプ（ネオ ン管）の高周波動作 電子インバータ及び変 換器の個別要求事項	JIS C 8147- 2-10:2005	IEC 61347-2- 10(2000)に対 応 平成32年6月30 日まで有効
J61347-2- 11 (H23) ～ J61347-2- 13 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61347-2- 11 (H23) ～ J61347-2- 13 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61347-2- 13 (H26)	ランプ制御装置－ 第2－13部：直流又 は交流電源用LEDモジ ュール用制御装置の個別 要求事項	JIS C 8147- 2-13:2014	IEC 61347-2- 13(2006)に対 応 平成32年6月30 日まで有効
J61386- 1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J61386- 1 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61386- 1 (H20)	電線管システム－ 第1部：通則	JIS C 8461- 1:2005	IEC 61386- 1(1996), Amd. No. 1(2000)に対応 平成32年3月31 日まで有効
J61386- 21 (2019) ～ J61386- 21 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61386- 21 (2019) ～ J61386- 21 (H29)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61386-21 (H20)	電線管システム－ 第 2 1 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-21:2005	IEC 61386-21 (2002) に対応 平成32年3月31日まで有効
J61386-22 (2019) ～ J61386-22 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61386-22 (2019) ～ J61386-22 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61386-22 (H20)	電線管システム－ 第 2 2 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-22:2005	IEC 61386-22 (2002) に対応 平成32年3月31日まで有効
J61386-23 (2019) ～ J61386-23 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61386-23 (2019) ～ J61386-23 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J61386-23 (H20)	電線管システム－ 第 2 3 部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-23:2005	IEC 61386-23 (2002) に対応 平成32年3月31日まで有効
J61534-1 (H22) ～ J62133 (H28)	(略)	(略)	(略)	J61534-1 (H22) ～ J62133 (H28)	(略)	(略)	(略)
J62368-1 (2020)	オーディオ・ビデオ、 情報及び通信技術機器 － 第1部：安全性要求事項	JISC62368-1:2018+追補1 (2019)	IEC 62368-1 (2014) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J62368-1 (H30)	オーディオ・ビデオ、 情報及び通信技術機器 －	JISC62368-1:2018	IEC 62368-1 (2014) に対応

					第1部：安全性要求事項		
J62560 (H30) ～ J75001 (H29)	(略)	(略)	(略)	J62560 (H30) ～ J75001 (H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J76001-2 (2020)</u>	ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器－安全性	<u>JIS C 8376: 2019</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J8528-8 (H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙199	<u>International Standard Organization 規格（以下「ISO」という。） 528-8 (1995) に対応 令和5年9月30日まで有効</u>	J8528-8 (H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙199	<u>International Standard Organization 規格528-8 (1995) に対応</u>
<u>J8528-13 (2020)</u>	往復動内燃機関駆動式交流発電装置－ <u>第13部：安全性</u>	<u>JIS B 8009-13:2018</u>	<u>ISO 8528-13 (2016) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。 表2～表5 (略)				※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。 表2～表5 (略)			